

## 山口県警察障害者活躍推進計画の取組実施状況について

項目	実施状況等	
1 体制整備		
(1) 組織面		
ア 障害者雇用推進者の選任	警務部長を推進者として選任している。	
イ 計画の点検・見直し	障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員が中心となり、毎年、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直しを行うとともに、県警ホームページ上において公表している。	
(2) 人材面		
ア 障害者職業生活相談員の選任	障害者職業生活相談員に選任された者及び選任予定の者を中心に、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させている。	
イ 講座の受講	障害のある職員が配置されている所属の職員を中心に、山口労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募った。	
2 職務の選定・創出		
(1) 職務の選定	随時又は定期的な面談を行うことで必要な配慮等を把握するとともに、職員の障害の程度、特性等の把握に努め、業務における負担の程度や職員のこれまでの経験等を踏まえつつ、職務の選定に努めている。	
(2) 定期的な面談	随時又は定期的に面談を実施し、障害者が適切な業務に従事しているか確認、点検を行い、必要に応じて職務の割り振り等の検討を行っている。	
3 環境整備・人事管理		
(1) 職務環境		
ア 新規採用者に対する対応	新規に採用した障害者については、随時又は定期的な面談により必要な配慮等を把握し、事務室のレイアウト変更など必要な措置を講じている。	
イ 適切な措置	随時又は定期的な面談により障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施することとしている。	
(2) 募集・採用		
ア 採用	障害者を対象とした山口県職員採用選考や会計年度任用職員採用試験を実施するなど、積極的な採用に努めている。 ※ 令和7年6月1日時点の実雇用率～2.71%（法定雇用率：2.8%）	
イ 募集・採用に当たっての留意点	引き続き、下記の取扱いは実施していない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。	
(3) 働き方	病気休暇等の各種休暇制度や時差出勤制度を周知するなど、職員個々の実情に応じた多様な働き方ができるよう支援している。	
(4) キャリア形成	本人の希望等を踏まえつつ、障害のある職員を実務研修へ参加させるなど実務能力の向上を図っている。	
(5) その他の人事管理		
ア 状況把握・体調配慮	所属、人事担当及び保健師による随時又は定期的な面談により、状況把握・体調配慮を行っている。	
イ 中途障害者に対する対応	円滑な職場復帰のための必要な職務選定や職場環境の整備、通院への配慮等を行っている。	
4 障害者就労施設等からの物品等の調達	各種就労施設等から物品等の調達を行っている。	